

稲敷市新生児聴覚検査のご案内

◇◇◇（令和2年4月1日から、新生児聴覚検査の助成が始まりました）◇◇◇

新生児聴覚検査は、生まれて間もない時期に聞こえの程度を推測することができる装置を使用して、医療機関で行われるスクリーニング（詳しい検査を必要とする子どもを、できるだけ見逃さないための検査）です。赤ちゃんが寝ている間に行われ、痛みは一切ありません。通常は出生後の入院中に行われますが、実施時期につきましては医療機関にご確認ください。

聴覚検査は早期に行われることが大切です。脳がさまざまな能力を吸収可能なできるだけ早い時期に、脳に音の刺激を与えることで、音と視覚とを結びつける脳の力が育ち、ことばを話す能力へとつながっていきます。生れてから早い時期に発見して、遅くとも生後6か月頃までには、専門の療育機関で指導を受けることが大切です。

1. 対象となる方

令和2年4月1日以降に出生した新生児

2. 利用前のご注意

*検査は、原則として出生後入院中に初回検査を行うものとし、初回検査において再検査が必要とされたときは、おおむね生後1週間以内に確認検査を実施

①事前に受診票が利用できるか、医療機関等にご確認ください。受診券が利用できない場合は、償還払いとなります。（「4. 償還払いについて」をご覧ください）茨城県外の医療機関等で利用される場合は、必ず健康増進課へ問合せください。

②医療機関等の指示に従って受診票をご利用ください。

③受診票を利用する際は、受診票の表面太枠内は必ず、ご記入ください。

④受診票の裏面をお読みいただき、同意書の保護者署名をお願い致します。

⑤稲敷市から転出したときは、受診票は利用できません。新住所の市区町村にご相談ください。

3. 検査項目及び助成額

検査	公費負担額 (上限を超えた額は保護者が負担)	検査方法
自動 ABR 等	3,000円/回	ヘッドホンをつけて音に対する脳の反応をみる
OAE	2,000円/回	小さなスピーカーとマイクを外耳道から入れて反射音を調べる

4. 助成回数

初回検査1回。ただし、初回検査の結果により再検査となった場合は、確認検査を含め2回、上記の金額を公費負担します。

5. 償還払いについて

償還払いとは、保護者の方に検査費用を立て替えていただき、後日償還払い申請をされたときに公費負担分の費用を払い戻しすることです。（ただし、検査費用が公費負担額に満たない場合は、検査費用に要した金額を払い戻しいたします。）

申請方法：新生児聴覚検査を受けた後、以下のものを持参し、健康増進課に申請してください。

① 医師等が検査結果を記載した稲敷市新生児聴覚検査受診票※

② 検査日と結果の記載された母子健康手帳※

③ 医療機関等発行の領収書（検査の日付の記載された領収書）

④ 印鑑

⑤ 振込口座が分かるもの

※①及び②の書類がそろわない場合は、お問い合わせください。



【申請・お問合せ先】稲敷市健康増進課 ☎029-892-2000